

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和4年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄